

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件  
原告;三輪唯夫外3名  
被告;岐阜県

## 原告第13準備書面

岐阜地方裁判所 御中  
(民事第2部合議係)

2019年5月13日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹
同	笹田参三
同	小林明人
同	井上卓也
同	山本妙
同	岡本浩明
同	見田村勇磨
同	安藤博
同	樽井直樹
同	原秀一
同	清水勉
同	武藤糾明

### 《 目 次 》

- 第1 情報収集・保管の全てが権利侵害である
- 第2 岐阜県警が収集・保管した情報
- 第3 損害
- 第4 まとめ

## 第1 情報収集・保管の全てが権利侵害である

1 シーテック社作成の「議事録」（以下、単に議事録という）は、シーテック社従業員と岐阜県警大垣署警備課の警察官らとのやり取りの要点を社内用にまとめたものであるから、それぞれの発言内容をそのまま記録したか、要約して記録したものと解される。

岐阜県警大垣署警備課の警察官らが大垣署にシーテック社従業員らを呼び出して、原告らの名を挙げて、各自について説明しているのは、上記警備課の警察官らが個人的に知っている原告らに関する知識を個人的に提供したものではなく、岐阜県警警備部において組織として長年に亘って収集・保管してきた原告らの個人情報の一部を職務として提供したものである。原告らは、岐阜県警警備部によって自己の個人情報を収集・保管・利用されるべき理由ないし法的根拠はなく、これら全てが権利侵害であり違法である。

原告らは、議事録に記載された、岐阜県警大垣署警備課の警察官らによるシーテック社従業員への個人情報の提供が権利侵害であると主張するものであるが、情報収集・保管については、議事録に記載された情報に限定して主張しているわけではない。

本準備書面では、岐阜県警警備部の情報収集・保管による権利侵害行為について再度主張する。

2 ところで、公安警察の活動は、いわゆるヒューミント（英：HUMINT、Human intelligence）と言われる、人間を媒介とした諜報活動を行うことを主要な内容としている。アメリカでは中央情報局（CIA）、イギリスでは秘密情報部、ドイツでは連邦情報局第一課が、日本の公安警察（警察庁警備局、警視庁公安部、道府県警察本部警備部など）に相当する。日本は他国と異なりそもそも情報機関として警察とは独立別個の組織であるべき公安警察が警察から独立していないという特徴がある。

しかも、警察と一体となった組織形態であることから、国家機関として独自の組織になっていないが、活動内容からすれば国家機関として機能できるようになっている必要がある。日本の警察が敗戦後のごく一時期、市町村単位に自治体警察だったが、間もなく、現在の都道府県単位の警察となると同時に、警察職員のうち警視正以上の警察官をすべて国家公務員としている（警察法56条1項）のは、国家警察として機能するために必要な人事構成である。公安警察活動の特性からして、特定の人たちに関する情報を組織的、継続的に収集し、分析し、特定の人たちの今後の行動を予測し、その対策を立てることを行っている。大規模な破壊や殺戮が起こることを事前に食い止めるような市民社会の安全を守るための活動であるならば、自由と民主主義に十分に適合する活動であり一般市民からも広く受け容れられるであろうが、これを逸脱し、自由や民主主義の妨げになるような活動を行っているような場合は、到底、受け容れがたい。本件訴訟において問題にしているのは、まさに民主主義社会において受け容れがたい個人情報収集・保管である。

- 3 公安警察は、監視対象者について多様な情報を収集・保管し、膨大な情報データベースを構築している。このことは、公安テロ情報流出被害国家賠償等請求事件（東京地裁平成26年1月15日判決、東京高裁平成27年4月14日判決。原告第6準備書面参照。）において明らかになった。個人ごとに私生活・社会生活に関する様々な事項が記録されている。特定の犯罪に関連して作成される捜査記録とは全く異なる。

他方、公安警察はその膨大な情報データベースの内容を本人に対して一切開示しない。これは、公安警察活動の職務内容からして、一般論としてはやむを得ないものである。しかし、やむを得ないと言えるのは、自由と民主主義を基盤とする民主主義社会を守るための公安警察活動としてであって、自由と民主主義を基盤とする民主主義社会の妨げになるようなことがあってはならないのである。し

たがって、本来、収集されるべきでない者について個人情報を収集し、保管するようなことがあるとすれば、公安警察活動に不要な情報を集積してしまったということであるから、個人のプライバシー保護の観点から、それまで集積してきた当該個人の情報すべてを速やかに廃棄・抹消すべきであるだけでなく、公安警察活動の質の劣化を防ぎ、判断を誤らないようにするためにも必要な整理作業である。

- 4 原告らは、シーテック社の議事録に関する記事が新聞に掲載されたことをきっかけに、偶然、岐阜県警警備部が原告らに関する個人情報を収集していたことを知ったものである。

原告らは、公安警察に個人情報を収集され、保管され、分析され、利用されるべき反社会的活動を行ってきたものではない。原告らは、多様な個人情報が収集されてデータベースが構築されていること自体を、権利侵害として主張しているのである。

- 5 次に、岐阜県警警備部が原告らに関するどのような個人情報を保管しているかについて論じる。

本件訴訟において、岐阜県警警備部は、原告らの個人情報の収集・保管の実態を明らかにしていない。しかしながら、どのような情報が収集・保管されているかについての手ごかりは存在する。例えば、警察白書などで公表されている公安警察の所掌事務の類型があげられる。この点については、原告第10準備書面の6ページでも論じているが、それ自体は適法であるはずの「大衆運動」を監視している様子が見て取れる。

また、ごく一部の断片的な情報群に過ぎないものの、本件において風力発電事業を実施しようとしていたシーテック社に提供されたデータの類型的な性質を集約してみたり、用いられ方を検討してみれば、原告らのかかわってきた「大衆

運動」その他の活動や関連する属性について、岐阜県警警備部が収集・保管していると強く推認される情報群が浮かびあがってくる。

しかしながら、これは、「風力発電事業を実施する会社」とのあいだでの情報交換において用いられた原告らの活動や属性の一部分に過ぎない。仮に岐阜県警警備部が、シーテック社ではなく、ゴルフ場開発事業者、その他の自然を開発しようとする業者、原子力発電事業を実施する、あるいはその関連の事業者とのあいだで情報交換をした場合のことを想定すると、そのときには、本件において提供された情報とはまた切り口の異なる情報が事業者に対して提供されたであろうことは容易に想像できるし、裁判所の裁量にかかる事実認定の局面においても、合理的に強く推認されるはずである。「風力発電事業者に対して提供したい情報」だけしかもっておらず、それ以外の情報は一切保有していない、そのためその他の種類のデータベース状の個人情報は一切存在しないということは到底合理的な事実認定とは言えず、そのような割り切り方は経験則に反するといわざるを得ない。

そこで、以下、本件での岐阜県警大垣署警備課とシーテック社との情報交換の議事録から類推される、岐阜県警警備部が収集・保管している情報の種類を明らかにするが、岐阜県警警備部が保管している原告らの情報データベースは、風力発電事業者とのやりとりに必要な情報以外に、さらに広い範囲の多様な情報が集積されているというべきである。

なお、議事録記載の情報は、正確とはいえない情報も含まれているが、それらを岐阜県警警備部が提供したことを前提として論ずる。

- 6 原告三輪及び原告松島は、岐阜県警大垣署警備課の警察官からシーテック社に対して「三輪唯夫氏や松島氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか。」との情報を提供されている（I f）。シーテック社が新聞を基に勉強会の参加人数のみを説明し（I e）、「以前メナードゴ

ルフ場建設時にも反対派として活動された」(I g) と説明する前の時点において、岐阜県警警備部は既に原告三輪と原告松島が同勉強会の主催者であることや、「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」ことの認識を持っていた。

上記の「風力発電に拘らず」という言葉からは、原告三輪及び原告松島が「自然に手を入れる行為自体に反対する」活動、すなわち自然環境の保護を目的とした市民運動などに参加した経歴（以下、「市民運動歴」と表現する）を把握していたことが明らかであるし、その情報量は「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」と評価しうる程の膨大なものである。2013年8月7日の第1回目の情報交換以前から、岐阜県警が原告三輪及び原告松島の情報を収集・保管していたからこそ、そのような評価をなしえたのである。

これと同様の評価が、「岐阜県内でも活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しており」という発言からも読み取ることができる (I 1)。

そして、上記のような膨大な市民運動歴を把握するためには、岐阜県警警備部は恒常的に、原告三輪及び原告松島を監視し、可能な限りの情報を収集・保管していたものと言わざるを得ない。彼らの行う市民運動に偶然出くわしたために知っていた情報からそのような評価をすることは不可能である。

7 原告近藤及び原告船田は、情報交換当時、南伊吹風力発電施設建設をめぐる問題に何ら関与していない。それにも関わらず、同施設建設に関する情報交換で唐突にこの2人の名前が挙げられている。

原告近藤については、第1回目の情報交換の中で、岐阜県警大垣署警備課警察官は、「御存じか」と名前を挙げて (I m)、同人の居住地、学歴、知的能力等についてシーテック社に説明をしている (I m、n、o)。

このことは、岐阜県警警備部が従前から原告近藤に関する情報を収集していたからこそ、大垣署警備課警察官をして原告近藤について「御存じか」と持って回

ったような言い回しができたことの証左である。

他方、原告近藤は、過去に風力発電施設建設に反対する市民運動を行ったことはなく、本件施設建設にも無関係な人物であった。それにも関わらず、岐阜県警大垣署警備課の警察官は原告近藤の名前を挙げた。これは、原告近藤に関する個人情報に長期にわたって詳しく集積していることを示しているだけでなく、シーテック社の危機意識を高め、シーテック社に岐阜県警警備部との連携の必要性を実感させるために、あえてこうした情報を提供した可能性がある。公安警察が保有する個人情報が、本人にも第三者にもチェックされる機会が全くないことによって、公安警察が「虚実とり混ぜて、利用したいように利用する」という危険性が現れている。

岐阜県警警備部は、このような評価・判断の根拠となる様々な個人情報、すなわち、原告近藤の思想信条や現在および過去の市民運動歴、現在の生活状況、人間関係等（誤情報を含む）を収集・保管していたことは明らかである。

- 8 原告船田の名前が挙げられたのは、本件施設建設に対する反対運動が全国に広がっていく可能性が指摘される文脈の中で、原告三輪と「強くつながっている」（Ⅲ〇）と指摘されたところである。職歴及び病歴に関する情報も併せて提供されている。

原告船田もまた、本件施設建設とは無関係であった。にも関わらず、岐阜県警大垣署警備課警察官が原告船田の名前を挙げたのは、岐阜県警警備部が原告船田の職歴、市民運動歴などについての個人情報を収集・保管していたからである。

岐阜県警警備部は、原告船田の個人情報はもちろん、原告船田と関わりのある人物、さらにはその人物と関わりのある人物についても広く情報を収集していることが明らかである。

## 第2 岐阜県警が収集・保管した情報

以上のとおり、原告らが主張している権利侵害のうち、岐阜県警警備部が情報を収集・保管した点については、議事録に記載された情報に限定されない。以下では、原告毎に、岐阜県警警備部が収集・保管した情報について主張する。

## 1 原告三輪に関する情報

### (1) 議事録上具体的に表れている情報

#### ア シーテック社が大垣市上石津町に計画している南伊吹風力発電施設建設の是非をめぐる活動への関与に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告三輪が「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との情報をシーテック社提供しており（I f）、その前提として、岐阜県警警備部は、原告三輪が南伊吹風力発電施設建設に反対している旨の情報を収集・保管している。また、風力発電に関する勉強会を開催したこと（IV c）、いちのせグリーンプラザ使用申し込みをしたこと（IV g）につき、シーテック社から情報を収集している。

#### イ ゴルフ場開発反対運動に関する個人情報

岐阜県警警備部は、原告三輪が「メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動」した（I g）との情報をシーテック社から収集している。もっとも、岐阜県警警備部はこの情報を既に収集していたものとみられる。

#### ウ 弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する個人情報

岐阜県警警備部は、原告三輪が「岐阜コラボ法律事務所と繋がり」があること、原告松島と交代で友の会役員を行っている（II k）との情報を提供しており、弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する情報を収集・保管している。

#### エ 原告船田との交友関係に関する個人情報

岐阜県警警備部は、それが正しいかどうかは別にして、原告三輪が原告船田と強くつながっており、そこから反対運動が全国に広がってゆく可能性があるとして評価しており（III o）、原告三輪と原告船田の交友関係に関する情報を収集・保管



している。

オ 特定政党への関与に関する個人情報

岐阜県警警備部は、大垣市上石津町上鍛冶屋地区の住民が嘆願書を提出し、原告三輪が記者会見で意見を述べた新聞記事を読み、「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う」(Ⅲ n) との評価をしている。このような評価をしているのは、その評価が正しいかどうかはともかくとして、岐阜県警警備部が、原告三輪と日本共産党とが何らかの関わりを持っていると決めつける根拠となる情報を収集・保管していることがうかがえる。

(2) 生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告三輪がぎふコラボ友の会に所属していること及びその役員をしている情報(Ⅱ k)、原告船田との交友関係に関する情報(Ⅲ o)を、シーテック社に提供している。その前提として、岐阜県警警備部は、原告三輪の市民運動以外の社会生活に関する情報を収集・保管している。

岐阜県警警備部は、原告三輪が、「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」である(Ⅰ f)との情報を収集し、提供している。原告三輪の過去の社会的政治的活動につき広く情報を収集・保管していることは上述のとおりである。

さらに、これらの情報は、いずれも活動内容についてのみの情報ではなく、市民運動における立場や原告三輪の思想内容に関する情報である。したがって、これらの情報を提供する前提として、岐阜県警警備部は原告三輪の自然や希少動物を保護すべきであるという思想信条に関する情報を収集・保管している。

(3) その他一切の情報

岐阜県警警備部は、収集・保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を収集・保管していることが明らかである。

## 2 原告松島に関する情報

### (1) 議事録上具体的に表れている情報

#### ア 南伊吹風力発電施設建設の是非をめぐる活動への関与に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告松島が「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との情報をシーテック社に提供しており

(I f)、また、原告松島が風力発電事業に関して法律事務所に相談に行った気配があるとの情報を提供している(II 1)。このような情報提供の前提として、岐阜県警警備部は、原告松島が風力発電施設建設の是非をめぐる活動への関与に関する情報を収集・保管している。

#### イ ゴルフ場開発反対運動に関する情報

岐阜県警警備部は、原告松島が、「以前メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動」した(I g)との情報をシーテック社から収集している。もともと、岐阜県警警備部はこの情報を既に収集していたものとみられる。

#### ウ 弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告松島が、「岐阜コラボ法律事務所と繋がり」を持っていること(I 1)、2014年度ぎふコラボ友の会の役員となったこと(II j)、原告三輪と交代で友の会の役員を行っていること(II k)、本件施設建設に関して法律相談をしたこと(II 1)について、シーテック社に情報提供としており、その前提として、岐阜県警警備部は弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報を収集・保管している。

#### エ 特定政党との関係

岐阜県警警備部は、大垣市上石津町上鍛冶屋地区の住民が嘆願書を提出し、原告三輪が記者会見で意見を述べた新聞記事を読み、「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う」(III n)との評価をしている。このような評価をしているのは、その評価が正しいかどうかはともかくとして、岐阜県警警備

部は、原告三輪のみならず、原告松島と日本共産党とが何らかの関わりを持っているとの情報を収集・保管しているからである。

(2) 生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は原告松島を「松島住職」と呼んでおり（Ⅱ j）、原告松島の職業に関する情報をシーテック社に提供している。また、原告松島の妻の地元における役割、立場に関する情報を提供している（Ⅱ 1）。さらに、2014年度ぎふコラボ友の会役員になった（Ⅱ j）こと、原告三輪と交代で友の会役員を行っているようである（Ⅱ k）との情報を提供している。これらの情報を提供する前提として、岐阜県警警備部は、市民運動に限らず、原告松島の私生活及び社会生活に関する情報を収集・保管している。

岐阜県警警備部は、原告松島について「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」である（Ⅰ f）、「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いる（Ⅰ 1）との評価をしており、その前提として、原告松島の過去の自然環境保護についての市民運動に関する情報を収集・保管している。このことは上述のとおりである。

さらに、これらの情報は、いずれも活動内容についてのみの情報ではなく、市民運動における立場や原告松島の思想内容に関する情報である。したがって、これらの情報を提供する前提として、岐阜県警警備部は原告松島の自然や希少動物を保護すべきであるという思想信条に関する情報を収集・保管している。

(3) その他一切の情報

岐阜県警警備部は、収集・保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を収集・保管していることが明らかである。

### 3 原告近藤に関する情報

#### (1) 議事録上具体的に表れている情報

##### ア 私生活に関する情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告近藤について、大垣市内に居住すること (I m)、「60歳を過ぎているが東京大学を中退している」(I n)との情報をシーテック社に提供している。その前提として、岐阜県警警備部は、原告近藤の住所、年齢、学歴などの私生活に関する情報を収集・保管している。

##### イ 自然環境保護に関する市民運動についての情報

岐阜県警警備部は、原告近藤について、「自然破壊につながることは敏感に反対する」と評価しているが (I m)、その前提として、自然環境保護に関する原告近藤の過去の市民運動歴についての情報を収集・保管している。

##### ウ 弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する情報

岐阜県警警備部は、原告近藤とぎふコラボとの連携により、大々的な市民運動へと展開する可能性があると評価しており (I o)、このような評価の前提として、原告近藤とぎふコラボの関係に関する情報を収集・保管している。

##### エ 日常の動静に関する情報

岐阜県警警備部は、原告近藤が、「風車事業に対して動き出す気配がある」と評価しており (IV b)、その前提として、原告近藤の日常の動静に関する情報を収集・保管している。

##### オ 2014年6月26日に行われた中部電力株式会社の株主総会における発言内容などの情報

岐阜県警警備部は、原告近藤が上記総会において質問をしたこと (IV h)、及びその質問内容 (IV j) について、シーテック社から情報を収集している。

##### カ 西濃憲法集会への関与に関する情報

岐阜県警警備部は、原告近藤が、ぎふコラボの主催する「西濃憲法集会」が一息ついたため、風車事業反対活動に本腰を入れそうであると評価し (IV m)、そ

の前提として、原告近藤が「西濃憲法集会」に關与していること及びその關与の程度につき、情報を収集・保管している。

キ 徳山ダム建設中止を求める運動及び同訴訟への關与に関する情報

岐阜県警警備部は、原告近藤が徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人であると評価しており（IV o）、その前提として、徳山ダム建設中止を求める運動及び同訴訟への關与につき、情報を収集・保管している。

ク 武田恵世との關係に関する情報

岐阜県警大垣署警察官は、内容の真偽はともかくとして、原告近藤が徳山ダム建設中止訴訟の際に武田恵世と知り合ったこと（IV p）、その後、原子力発電反対でも同人とつながっていること（IV p）につき、シーテック社に情報提供している。その前提として、岐阜県警警備部は、原告近藤と武田恵世との交友關係などについて、何らかの情報を収集・保管しているとみられる。

ケ 反原発・自然環境保護運動への關与に関する情報

原告近藤は、風力発電施設建設に関する運動には何ら關与していないにも関わらず、第1回目の情報交換で名前を挙げられている。さらに、岐阜県警警備部は、「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せる」（IV r）と評価している。これは、岐阜県警警備部が、原告近藤の過去の市民運動の内容に着目し、風力発電施設建設に関しても何らかの運動をする可能性があるとして評価したためである。このような評価をする前提として、岐阜県警警備部は、原告近藤の過去の市民運動への關与に関する情報を収集・保管している。

(2) 生活環境・自然環境保護などを目的とする活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報

岐阜県警警備部は、原告近藤の年齢、学歴、特徴について情報を収集して提供しており（I m、n）、原告近藤の私生活に関する情報を広く収集・保管している。

また、原告近藤と弁護士法人ぎふコラボとの関わり、西濃憲法集会への関わり、

徳山ダム建設中止訴訟への関わりなどの情報を提供していることから、広く原告近藤の社会生活についての情報、市民運動との関わりについての情報を収集している。

さらに、岐阜県警警備部は、原告近藤が「自然破壊につながることは敏感に反対する」と評価し（I m）、原告近藤が他者と連携することで本件事業が停滞すると考え（I n、o）、このような連携を回避したいと意思表示し（I p）、今後の本件事業に対する原告近藤の行動を予測している（IV m、q、r）ことから、原告近藤の過去の社会的政治的活動に関する情報を収集・保管している。のみならず、上記評価の前提として、原告近藤がいかなる思想の下、いかなる運動に関心があるかという、原告近藤の思想信条に関する情報を収集・保管している。

### （3）その他一切の情報

岐阜県警警備部は、収集・保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を収集・保管していることが明らかである。

## 4 原告船田に関する情報

### （1）議事録上具体的に表れている情報

#### ア 職歴に関する情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告船田がぎふコラボの事務局長であった旨の情報をシーテック社に提供していることから、岐阜県警警備部は、原告船田の職歴、ぎふコラボとの関係に関する情報を収集・保管している（III o）。

#### イ 健康状態、病歴に関する情報、日常生活に関する情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、その真偽はともかくとして、原告船田が「気を病んでおり入院中である」旨の情報を提供していることから、原告船田の健康状態や病歴に関する情報を収集・保管している（III p）。

しかも、このような情報は、シーテック社と意見交換をしているときに偶然、入手したということが考えにくい情報であることからして、岐阜県警警備部は、原告船田についての日常生活に関する情報を収集・保管していたとみるべきである。

#### ウ 原告船田の交友関係に関する情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告船田が原告三輪と「強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している」（Ⅲ 〇）との情報をシーテック社に提供していることから、岐阜県警警備部は、原告船田の交友関係に関する情報を収集・保管している。

#### (2) 生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動・思想信条

岐阜県警警備部は、原告船田について職歴、病歴、交友関係に関する情報を提供しており、原告船田の私生活及び社会生活に関する情報を収集・保管している。

また、原告船田を通じて、風力発電施設建設の反対運動が全国に広がってゆく可能性があるとして評価している（Ⅲ 〇）。その前提として、原告船田の自然環境保護についての市民運動に関する情報を収集・保管していることが明らかである。

さらに、原告船田が本件施設建設に関する運動には一切関与していないにも関わらず、岐阜県警大垣署警備課とシーテック社との情報交換において原告船田の名が挙げたのは、岐阜県警警備部が原告船田の過去の社会的政治的活動に関する情報を収集・保管していることはもちろん、原告船田がいかなる思想の下でいかなる運動に関心があるかという原告船田の思想に関する情報を収集・保管しているためである。

#### (3) その他一切の情報

岐阜県警警備部は、収集・保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を収集・

保管していることが明らかである。

### 第3 損害

原告らが、上述した様々な情報収集・保管それ自体に対して嫌悪感を持ち、プライバシーの侵害によって精神的苦痛を受けたことはもちろんである。しかし、原告らの精神的苦痛はそれにとどまらない。

原告らの周囲にいる人々は、岐阜県警警備部が原告らに関する情報を広く収集していることを知ったことにより、すでに自分の個人情報が入り込んでいる岐阜県警警備部に収集されているか、今後収集され、自分の知らないところでおかしな使い方をされないか不安になる。そのような不安は具体的な行動として原告らとのかかわりを持つことをひかえようとする行動選択に向かう。原告らとのかかわりをひかえようとする人々は、親族や自宅の近所の人々、友人、これまで原告らと市民運動を行ってきた者、原告らの訴えに心を動かされた者、そして今後原告らが出会うであろう原告らの市民運動に関わる可能性のある者、原告らに関わりたいと考える市民運動を行っている者も含まれるのである。一言で言い換えれば、原告ら個々人の他者との人間関係を破壊するということであり、原告らの個人の尊厳を否定するものである。

原告らの精神的・人格的損害は計り知れない。

### 第4 まとめ

以上のとおり、岐阜県警警備部は、シーテック社との情報交換においてたまたま提供した情報以外にも、様々な情報を収集・保管している。本件において原告らが問題にしている権利侵害のうち、岐阜県警警備部が原告らの情報を収集・保管した点については、シーテック社の議事録に記載された情報のみを権利侵害としているのではなく、岐阜県警警備部が保有している原告らのありとあらゆる情報についてである。そして、このことによる原告らの精神的・人格的損害は甚大で